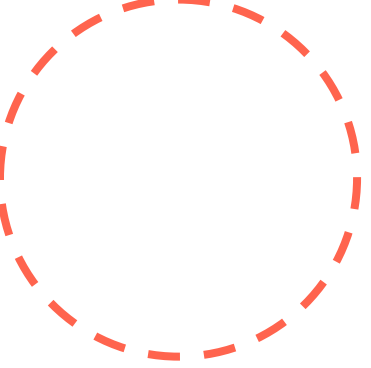
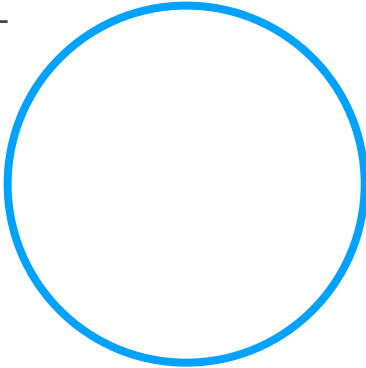


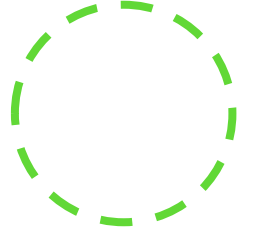
ファミリーホーム運営
マネジメント研修

5 「子どもの権利擁護」



大妻女子大学
山本真知子

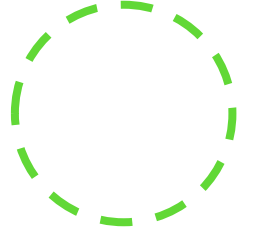




本研修の目的

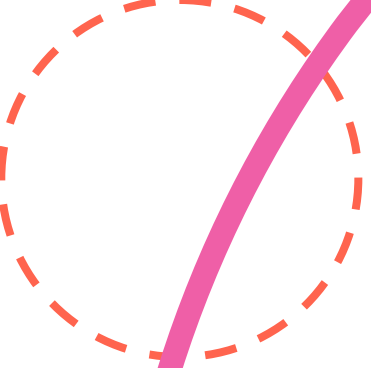
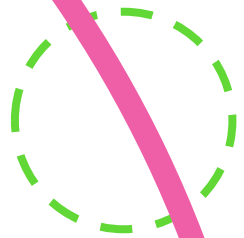
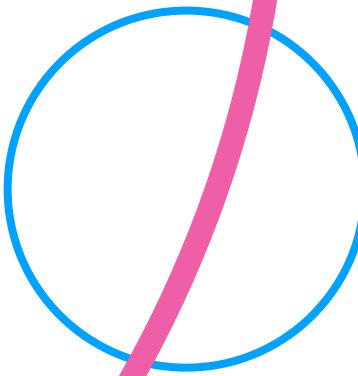
<目的>

- ・子どもたちの最善の利益に基づき、家庭養護の未来を担っていただくために必要な知識を得る
 - ・子どもたちの最善の利益とは何かをあらためて考えるために「子どもの権利擁護」について理解する
- 

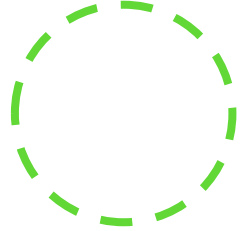


本研修の流れ

- 1 子どもの権利条約について：できるまでの歴史、内容や大切な点
 - 2 子どもの権利擁護と日本の法律の関係性：こども基本法や児童福祉法
 - 3 子どもの権利擁護とは
- 

A thick pink arc curves from the top left to the bottom right, framing the central text.A red dashed circle is located in the top left corner.A green dashed circle is located in the top right corner.A small yellow dot is located on the left side of the pink arc.A small cyan dot is located on the right side of the pink arc.A blue solid circle is located in the bottom right corner.

1 子どもの権利条約につ いて



子どもの権利条約ができるまで

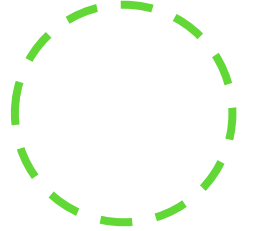
◆条約の最初の草案

ヤヌシュ・コルチャック・・・ポーランドの小児科医。子どもの権利の先駆的な思想を持ち、第二次世界大戦下ユダヤ人収容所で子どもたちとともにガス室で亡くなった。

戦後、ポーランド政府が提出「子どもの権利条約」草案を提出した際にコルチャック先生の子どもに対する考え方が強い影響を与えたとされている。

◆「児童の権利に関するジュネーブ宣言」

- 1924年国際連盟によって採択されたもの。最初に児童の権利を具体的に宣言したもので児童に対して特別な保護を与えることの必要性について述べている。



「子どもの権利条約」ができるまで（戦後）

◆「世界人権宣言」

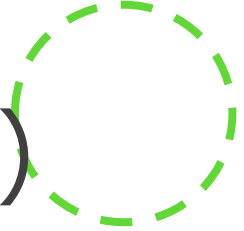
国際連合において1948年に採択され、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていること

◆「児童の権利に関する宣言」・・・1959年11月20日に国際連合総会で採択された

・児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び「児童の権利に関する宣言」において述べられた。



◆1979年「国際児童年」・・・児童の権利に関する宣言から20周年。これが条約制定の契機となる。



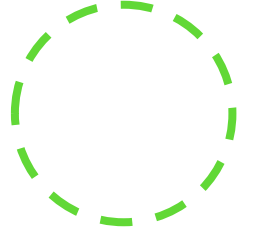
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

◆条約の概要

- 18歳未満を「児童」と定義。
- 1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。（日本の締結・批准・・・1994年）
- この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約

◆条約の内容前文と第1部～第3部で構成されている。第54条の項目がある。

- 重要な項目は第1部（第1条～第41条）
- 正式名称は「児童の権利に関する条約」（一部、「子どもの権利に関する条約」や「子どもの権利条約」、「児童の権利条約」と記されることもある。本研修では「子どもの権利条約」とする。）



子どもの権利条約の選択議定書

◆ 選択議定書：条約成立後、内容を補う文章で条約と同じ効力を持つ

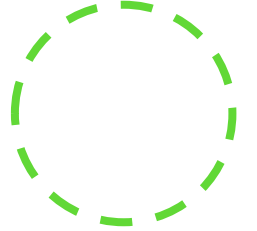
◆ 3つの選択議定書がある。

①と②は2000年に採択、③は2014年に採択
日本は①は2004年、②は2005年に批准、③は国内の整備が進んでいないことから未批准

①武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

②児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

③通報手続に関する選択議定書 ※日本未批准



批准とは何か？

◆批准(締結)・・・国家間において、条約を正式に承認・許可すること（署名をしても、批准されていないと条約は発動しない）

◆批准(締結)することによって何が変わるか

子どもの権利条約を批准(締結)した国は、法律を作り、政策を実施するなどして、条約で定められた権利が実現するようにしなければならない。5年ごとに、条約を実施するためにどのような取り組みを行ったか「国連子どもの権利委員会」に報告し、委員会は報告書を審査、改善に向けた助言を行う。

子どもの権利条約の内容（4つの原則）

子どもの権利条約 “基本の4つの原則”



差別の禁止 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 子どもにとって最もよいこと

子どもに直接・間接に関わるものが決められ、行われるときは、「子どもが一番大切にしていること・最もよいこと」を第一に、子どもと一緒に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重 意見を表明し参加できること

子どもは自分にかかわるあらゆることについて、自由に意見を表すことができ、おとなはそれを子どもの発達に応じて真剣に受けとめ、一緒に考え行動していきます。





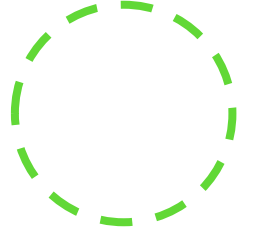
子どもの権利条約の内容－4つの柱（ユニセフHPより）

①生きる権利・・・子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

②守られる権利・・・子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

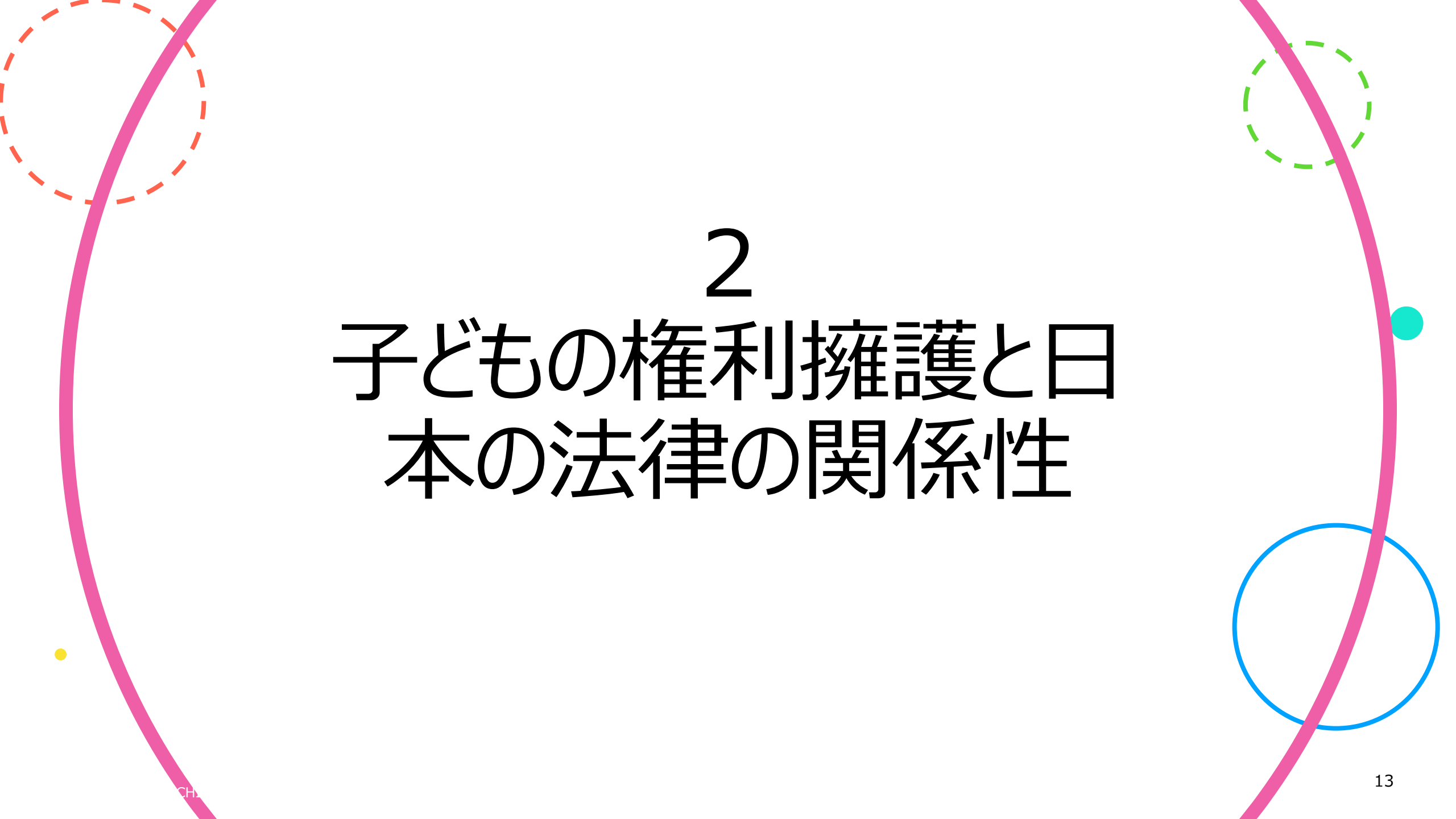
③育つ権利・・・子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

④参加する権利・・・子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。



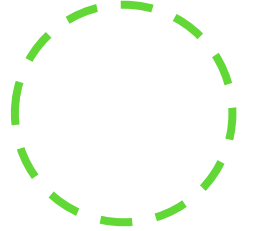
「子どもの権利」とはなにか

- ◆かつて、子どもは「弱くておとなから守られる存在」だった。
- ◆「子どもの権利条約」ができてから、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」という考え方に変わった。
- ◆現在子どもは「権利の主体」として位置づけられる。
- ◆受動的権利だけではなく①_____権利も大切



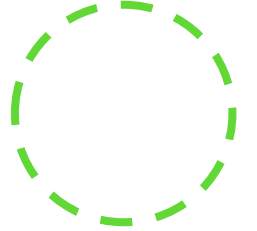
2

子どもの権利擁護と日 本の法律の関係性



児童福祉法

- 児童福祉の基本的な法律
- 戦後は親のいない子どもをいかに保護するかが重要な課題だったが、その中でも「**全ての子どもたちを対象**とし、その健全な育成、福祉の増進を目的としている」ことが大きな特徴
- 現在の基盤は「**児童の権利に関する条約**」
- ◆ 児童福祉法は多くの改正を経て現在の内容になっている。



近年の児童福祉法改正と意見表明について

◆2016年児童福祉法改正

児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、子どもや家族の意見を聴くことができる

◆2020年児童福祉法改正

児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

◆2022年児童福祉法改正

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。

都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

子どもの権利条約 第12条 1

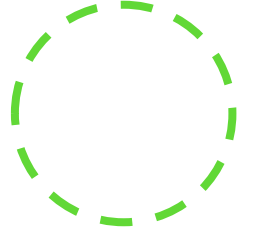
「子どもが自由に自分の意見を表明する権利」

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその
児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の
意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童
の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考
慮されるものとする。

子どもの権利条約 第12条 2

「意見を聴取される機会の保障」

このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。



こども基本法（2022年制定/2023年4月施行）

- 目的：② _____ および **児童の権利に関する条約** の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進すること
- 定義：この法律上の「こども」の定義は「**心身の発達の過程にある者**」とし、年齢は書かれていない。
- 法律の内容
 - ・こども施策は 6 つの基本理念をもとに行われる。

こども基本法の6つの理念

- こども基本法の6つの理念には、「子どもの権利条約」の内容が大きく反映されていることが特徴的である。特に3つめは意見表明権との関連となっている。

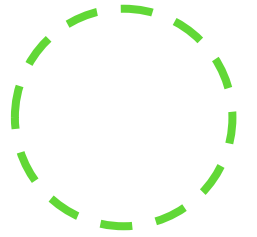
こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。 | 4 | すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。 |
| 2 | すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。 | 5 | 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。 |
| 3 | 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。 | 6 | 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。 |

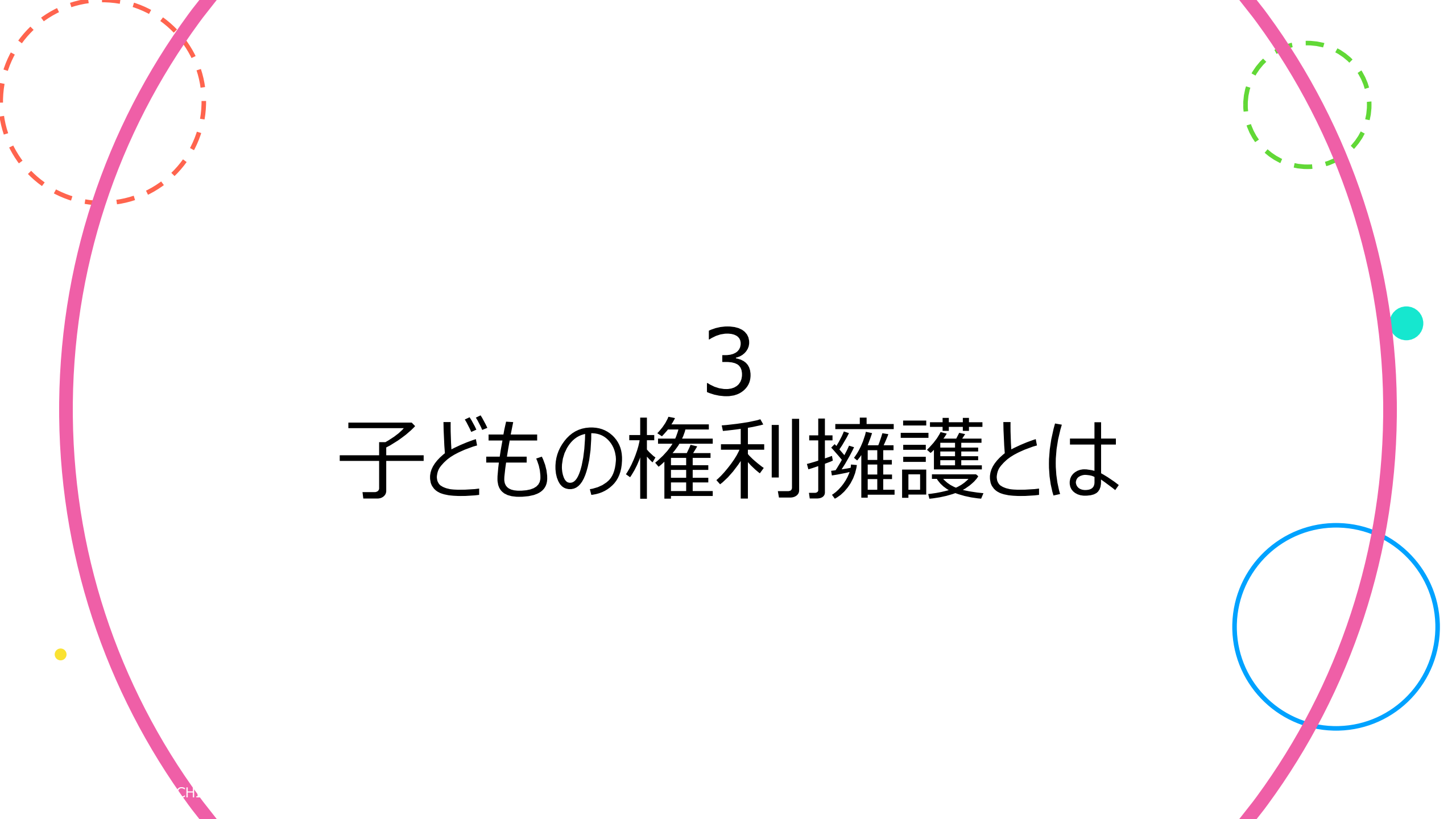


こども家庭庁サイトより引用

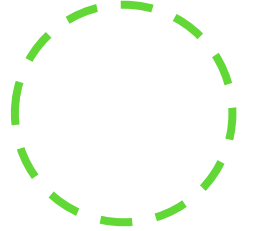
こどもの貧困の法律と子どもの権利



- ◆ 2013年6月 子どもの貧困対策の促進に関する法律が制定
(2014年施行)
- 2024年名称変更 こどもの貧困の解消に向けた政策の推進に関する法律
 - 内容も変わり「児童の権利に関する条約」と「こども基本法」、「憲法」の基本的人権にかかわる規定のそれぞれの精神にのっとることが目的に含まれた。
 - この法律の「こども」はこども基本法と同じ定義である。
- - ・こどもの現在の貧困の解消とこどもの将来の貧困を防ぐこと
 - ・妊娠から出産まで、及びこどもがおとなになるまでの切れ目のない支援

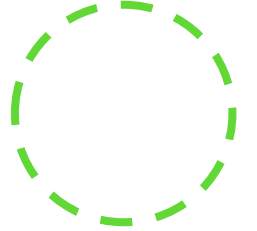


3 子どもの権利擁護とは



権利擁護とは何か

- ◆一般的に、福祉（高齢や障害含め）の現場では、「権利擁護≡成年後見制度」と捉えがちである。
 - ◆英語では、Advocacy（アドボカシー）と言われる。
 - ◆アドボカシーとは：支援が必要な人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることを指す。自己の利益を表明できない人々の代わりに権利の主張をし、代弁すること。
 - ◆子どもの権利擁護とは
子どもの権利が守られること
- 



社会的養護と子どもの権利

◆子どもの権利と社会的養護の関連は強く、大きい

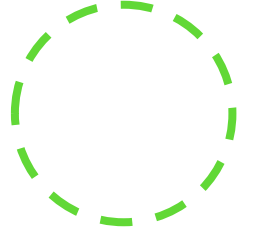
◆子どもの権利条約第9条
「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」

⇒基本は子どもは父母の下で生活することが基本である。

◆子どもの権利条約第18条

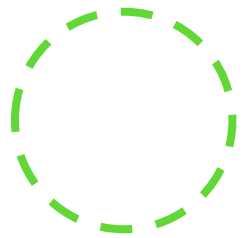
「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」

⇒国際的に、父母が子どもの③責任を有する者としての
見解



児童の権利に関する条約 第20条

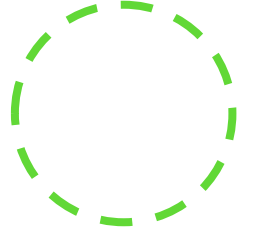
- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、**特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組**又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。



児童福祉法の理念

◆児童福祉法の理念の明確化（平成28年の児童福祉法改正）➡20条をもとにしたもの。

第三条の二：国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、**児童が家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（児童が家庭における養育環境と同様の養育環境➡里親、養子縁組）



まとめ

- ◆ 子どもの権利条約が大切であることは子どもの支援に関わる支援者は誰もが知っていることではあるが、今一度 1 条～40条までの条約を読み直す必要がある
- ◆ 子どもの権利と日本の近年の法律の関係性は大きい。
- ◆ 各FHの中で、子どもの権利が守られていない、もしくは守ることが難しいと思う内容を養育者、補助者の間で話題に出してリスクマネジメントを行うこと目指していく。